

参考資料

・し尿処理・浄化槽関連年表	・・・	1
・第三次環境基本計画（水循環部分抜粋）	・・・	9
・循環型社会と3R	・・・	10
・京都議定書目標達成計画の骨子	・・・	11
・汚水処理人口普及状況（平成17年度末）	・・・	12
・汚水の処理に関する費用（「汚水処理原価」）の比較	・・・	13
・国（政府）の予算と国債・税収の推移	・・・	14
・国（政府）と地方（自治体）の長期債務残高	・・・	15
・日本の将来推計人口	・・・	16
・浄化槽による排水中の汚濁物質の減量化	・・・	17
・浄化槽の設置基数の推移	・・・	18
・生活排水処理基本計画策定状況について	・・・	19
・都道府県構想策定状況について	・・・	20
・小規模事業場における汚濁負荷の実態について	・・・	21
・閉鎖性水域における窒素・リンの状況	・・・	23
・都道府県別運搬車等台数	・・・	24
・浄化槽の海外展開について（概要）	・・・	25
・浄化槽専門委員会委員名簿	・・・	26
・浄化槽専門委員会における審議経過（平成18年度）	・・・	27

し尿処理・浄化槽関連年表

平成18年4月

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
明2			●特命全権大使岩倉具視欧米使節団の派遣(水系伝染病対策を念頭に置いて欧米の公衆衛生制度を調査)
明8			●文部省から内務省に衛生行政を移管(第7局(衛生、医務の2課)を設置、日本の衛生システムの構築をリード)
明11	●尿尿取締概則の制定(初めてし尿処理の基準が制定される)		
明12	●市街掃除規則及び厠園構造並尿尿汲取規則の制定(警視庁令)(便所の構造等について最初の規則が制定される) ●府県衛生課事務条項及び町村衛生事務条項布達(各府県に衛生課を、各町村に衛生委員を置くこととした)		●コレラの大流行(防疫史上最大) ●中央衛生会の設置
明16			●大日本私立衛生会の設置
明17			●神田下水第一期工事(我が国最初の分流式下水道)
明19			●コレラ、赤痢、腸チフスの大流行
明20	●厠園芥溜下水取締規則の制定(警察令)(便所の構造・清掃について定め、罰則規定も設定される) ●尿尿汲取運搬規則の制定(尿尿の汲取方法、取扱時間を取り締まる制度を創設)		
明22	●人糞尿運搬船構造概要(警視庁・東京府告示)(し尿運搬船の構造を定める)		
明30	●伝染病予防法の制定(汚物処理にも深く関わり、清潔方法(大掃除)及び衛生組合の設置を義務付け、汚物掃除の役割を担う)		
明33	●汚物掃除法及び同法施行規則の制定(水洗便所の場合は汚物処理槽を設けて便所の汚水を貯留し、随時汲み取りを行うこと) ●清潔の保持に関する取締規則の制定(警視庁令)(便所の工事改築は事前に警察署の承認を得る) ●下水道法の制定		●衛生唱歌(民衆に衛生の原理と方法を分かりやすく説明しようとしたもの)

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
明38	●清潔保持に関する取締規則の制定(便所の工事完了後、使用前に警察署の検査を受ける義務付けを定める)		
明40			●ペストの流行
明44			●東京電灯川崎工場に初めて米国人の設計による汚物処理槽(浄化槽)が設置される
大3			●原宿の外交官の伊庭邸に、家庭用として初めて汚物処理槽(浄化槽)が設置される
大6	●塵芥下水圏取締規則の制定(し尿運搬人の作業方法、汲み取り時間、時期について定める)		●我が国最初の高層建築の東京海上ビルに、建物として初めて汚物処理槽(浄化槽)が設置される
大8	●市街地建築物法の制定(建築基準法の前身)		
大9	●市街地建築物法施行規則の制定(汚物処理槽での処理水の公共河川放流を認める)		
大10	●水槽便所取締規則の制定(警視庁令)(浄化槽を有する水洗便所(「水槽便所」と呼称)の浄化装置の構造及び放流水の基準を定める)		
大11			●三河島汚水処分工場の完成・稼働(最初の本格的下水処理場)
昭3			●内務省衛生局が全国の汚物処理槽の設置基数が5,148基と発表
昭5	●汚物掃除法施行規則の改正(し尿の収集・運搬は市町村の義務となる)		
昭6	●寄生虫予防法の制定(必要なときはいつでも、糞尿検査、健康診断、糞便等の寄生虫病伝播の媒介物の処分ができる)		
昭8			●し尿の海洋投棄が始まる
昭13			●厚生省の設置、国立公衆衛生院の創設

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
昭19	●建築敷地内衛生設備標準の制定(汚物浄化槽の標準規格が制定され、「浄化槽」の表現が初めて使われる)		●し尿の鉄道輸送が始まる
昭22			●公衆衛生列車が全国を回遊(衛生教育の普及を図る) ●普通2穴式便所の開発(し尿分離式便器の考案)
昭24			●回虫病予防研究委員会の発足
昭25	●建築基準法の制定(汚物浄化槽の構造基準として「基準型」と「特殊型」を定める) ●尿尿の資源科学的衛生処理に関する勧告(真空ポンプ付きオート三輪車部隊による機械化汲み取り法の実施、科学的処理方法として嫌氣的消化法、下水処理のある都市では処理能力限度まで下水道を増設し、それに放流する経済的な水洗便所を普及すること)		
昭28		●し尿処理施設への国庫補助制度の創設	
昭29	●清掃法の制定(し尿処理施設の届出の制度化、施設の維持管理基準を定める) ●「蚊とハエのいない生活」運動の全国的推進の閣議決定		●小型バキュームカーの登場 ●し尿処理打開策全国地区合同協議会の発足(便所の改善と環境汚染防止を図る)
昭31	●し尿処理基本対策要綱を策定(散水ろ床方式の小規模汚水処理施設及び共同し尿浄化槽の普及を図る方針を決定)		
昭35	●し尿浄化槽の容量算定基準(JIS A3302-1960)		
昭38	●生活環境施設整備緊急措置法の制定(市町村実施のし尿又はごみ処理施設の整備事業に対する国庫補助事業が開始)	●市町村実施のし尿又はごみ処理施設の整備事業に対する国庫補助事業が開始(再掲)	
昭40	●生活環境施設整備5ヶ年計画(第1次)の閣議決定 ●清掃法施行規則の改正(定期検査等施設の機能維持に必要な措置、放流水のBODの水質基準を定める)		
昭42	●公害対策基本法の制定(公害の定義、国・地方公共団体・事業者の責務、白書の作成、公害防止計画、紛争処理、被害者救済、費用負担、公害対策審議会などを定める)		
昭43	●清掃施設整備緊急措置法の制定		

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
昭44	<ul style="list-style-type: none"> ●清掃施設整備5カ年計画(第2次)の閣議決定 ●建築基準法施行令の改正(区域特性と処理対象人員に応じた構造基準を定め、「衛生上特に支障のある区域」では、101人槽以上は合併処理浄化槽で対応) ●建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員の算定基準(JIS A3302-1969) 		
昭和45	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)の制定(浄化槽清掃業の許可制度を定める) ●同法施行規則の制定(維持管理業務を保守点検業務と清掃業務に分離) ●水質汚濁防止法の制定(一律排水基準、上乗せ規制を定める、処理対象人員501人以上の浄化槽を特定施設として規制対象とする) ●建築基準法施行令の一部改正(上乗せ規制に対応できる構造基準を定める) 		
昭49	<ul style="list-style-type: none"> ●瀬戸内海環境保全特別措置法の制定(瀬戸内海の水質保全等環境保全基本計画の策定、環境保全府県計画の策定、府県知事による特定施設の設置許可) 		
昭50	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法施行令の一部改正(処理対象人員501人以上の浄化槽について、排水基準(BOD20ppm以下)に適合する構造基準を定める) ●廃棄物処理施設整備計画(第3次)の閣議決定 		
昭51	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設整備計画(第4次)の閣議決定 		
昭52	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設構造指針を策定 		
昭53	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理法施行規則の改正(処理対象人員500人以下の浄化槽について、年1回以上の定期的な維持管理の検査(地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者による)を定める) ●水質汚濁防止法の改正(総量規制の導入) 		
昭54	<ul style="list-style-type: none"> ●し尿処理施設、地域し尿処理施設、ごみ処理施設、最終処分場それぞれの構造指針を策定 		

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
昭55	●建築基準法施行令の改正(「衛生上特に支障のある区域」で合併処理にしなければならない浄化槽の規模を51人槽以上に改める、平面酸化床・全ばっ気方式の廃止等を定める)		
昭56	●廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正 ●廃棄物処理施設整備計画(第5次)の閣議決定 ●廃棄物処理法施行規則の改正(構造基準改正に対応した放流水の水質基準の強化等を定める) ●し尿処理施設の構造指針を改正(新たにし尿浄化槽汚泥専用処理施設の構造指針を追加)		
昭58	●浄化槽法の制定(昭和60年10月1日より全面施行)(工事・保守点検・清掃の技術上の基準、型式の認定制度、水質に関する検査(7条検査)・定期検査(11条検査)、工事業・保守点検業の登録制度、浄化槽設備士・浄化槽管理士の資格)		
昭59	●湖沼水質保全特別措置法の制定(湖沼水質保全基本方針を定める、水質の汚濁の原因となる物を排出する施設への規制)	●生活排水処理事業実施要綱に基づき、生活排水処理施設に対する国庫補助事業が開始	
昭61	●廃棄物処理施設整備緊急措置法の改正 ●廃棄物処理施設整備計画(第6次)の閣議決定 ●生活排水処理施設構造指針を策定		●環境省浄化槽対策室が訓令室として発足
昭62		●国庫補助事業(浄化槽設置整備事業)がモデル事業として創設	●環境省浄化槽対策室が省令室となる ●生活環境審議会廃棄物処理部会の下に浄化槽専門委員会を設置 ●毎年10月1日を「浄化槽の日」と定める ●浄化槽専門委員会第1次報告書「既設浄化槽対策について」を提言
昭63	●建築基準法施行令の改正(小型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●浄化槽法施行規則の改正(構造基準改正に対応した保守点検・清掃の技術上の基準を改正) ●建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員の算定基準(JIS A3302-1988)の改正		●浄化槽専門委員会第2次報告書「生活排水処理体系の中での浄化槽のあり方」を提言 ●浄化槽設備士及び浄化槽管理士に係る特別講習制度の創設、同特別講習会開始
平元		●合併処理浄化槽設置設備事業に対する地方交付税措置の適用	

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
平2	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法の改正(生活排水対策の規定を定める) ●瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の改正(処理対象人員201人槽以上500人槽以下の浄化槽はみなし指定地域特定施設となり、規制対象の特定事業場となる) ●コミュニティ・プラント構造指針を改正し、高度処理、脱窒方式等を追加 ●生活排水処理基本計画策定指針を通知 		<ul style="list-style-type: none"> ●全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の発足
平3	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法施行令の改正(中規模合併処理浄化槽の構造基準を改正) ●廃棄物処理施設整備計画(第7次)の閣議決定 ●農業集落排水施設の維持管理について通知 	<ul style="list-style-type: none"> ●合併処理浄化槽設置整備事業と下水道事業との調整について厚生省、建設省から通知 ●合併処理浄化槽設置整備事業の対象地域の拡充 ●合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針案の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●公益信託柴山大五郎記念合併処理浄化槽研究基金の設立 ●生活環境審議会廃棄物処理部会の下に浄化槽専門委員会を設置 ●浄化槽国際シンポジウムの開催 ●国際廃棄物学会において浄化槽分科会を開催
平4	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理法施行令の改正(浄化槽汚泥の再生方法の基準を定める) 	<ul style="list-style-type: none"> ●合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針を平成5年度の事業から適用することを決定 ●地域循環型生活排水処理モデル事業(アクアエコビレッジ構想)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会が「新しい浄化槽の維持管理システムについて」を国へ建議 ●合併処理浄化槽普及促進市町村協議会は合併処理浄化槽設置整備事業に係る合併処理浄化槽登録制度の実施を決定
平5	<ul style="list-style-type: none"> ●計量法施行令の改正(指定検査機関の実施する検査業務を計量法上の取り扱いとしないと定める) ●環境基本法の制定(公害対策基本法の廃止) 		<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽専門委員会報告「今後の浄化槽行政のあり方について」を提言 ●(社)全国浄化槽団体連合会による小型処理浄化槽機能保障制度の実施
平6	<ul style="list-style-type: none"> ●水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の制定(合併処理浄化槽設置整備事業の円滑な実施に関する規定を定める) ●特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全に関する特別措置法の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域生活排水処理事業(現在の浄化槽市町村整備推進事業)の創設 ●合併処理浄化槽設置整備事業及び特定地域生活排水処理事業の実施要綱において小型合併処理浄化槽機能保障制度の適用を規定 	
平7	<ul style="list-style-type: none"> ●建築基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域生活排水処理事業の対象地域の拡大 	
平8	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理施設整備計画(第8次)の閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定地域生活排水処理事業の対象地域の拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ●単独処理浄化槽廃止対策協議会アピール「単独処理浄化槽廃止対策について」取りまとめ

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
平9		●厚生省、建設省、農水省の3省が連携した「汚水処理施設連携整備事業」を実施	●厚生、建設、農水連名で、汚水処理施設の人口による統一的な整備指標を策定・公表 ●浄化槽工業会「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プログラム」開始
平10		●合併処理浄化槽設置整備事業に係る国庫補助基準額策定の考え方の見直し(国庫補助基準額の改正)	
平11		●特定地域生活排水処理事業の対象地域拡大 ●高度処理合併処理浄化槽の国庫補助基準額の設定	●浄化槽工業会「単独処理浄化槽廃止自主活動推進プログラム」完了 ●全浄協「単独処理浄化槽新設廃止の促進に関する決議
平12	●浄化槽法の改正(合併浄化槽のみを「浄化槽」として規定するとともに、単独処理浄化槽の新設を原則禁止) ●建築基準法施行令の改正(高度処理型合併処理浄化槽の構造基準を追加) ●生活排水処理基本計画策定マニュアルを作成 ●窒素除去型小型合併処理浄化槽、膜処理型合併処理浄化槽等の維持管理ガイドラインの作成	●特定地域生活排水処理事業に係る事務費を国庫補助対象に追加 ●農水・国交・環境省連名による「汚水処理施設の効果的な整備の推進について」を通知	
平13	●浄化槽法の改正(国家試験を行う試験機関に関する規定等の見直し) ●農水・国交・環境省連名による「費用効果分析手法の統一化について」を通知	●補助要件である汚水衛生処理率の緩和 ●窒素等除去能力を有する高度処理浄化槽の対象地域の拡大 ●BOD型高度処理浄化槽を補助対象	●浄化槽行政が厚生省から環境省へ移管 ●単独処理浄化槽の出荷台数がゼロになる
平14	●生活排水処理施設整備計画策定マニュアルを作成	●自然公園地域を対象地域に追加	●環境省の浄化槽対策室が浄化槽推進室に名称変更 ●浄化槽システム協会発足((社)型式浄化槽協会と浄化槽工業会が合流) ●(社)全浄連がPFI手法導入ガイドラインを作成
平15	●廃棄物処理施設整備計画(廃棄物処理法に基づく計画)の閣議決定	●浄化槽整備事業である合併処理浄化槽設置整備事業を浄化槽設置整備事業に、特定地域生活排水処理事業を浄化槽市町村整備推進事業に名称変更 ●浄化槽市町村整備推進事業の対象地域に第5次総量規制対象地域を追加 ●浄化槽市町村整備推進事業の整備要件を離島、奄美、小笠原、過疎、山村、北道、沖縄の各法に定める地域では10基以上に緩和 ●高度処理合併処理浄化槽の対象地域の拡大(生排重点地域要件をはずす)	●第3回世界水フォーラムにおいて浄化槽分科会を開催 ●国際浄化槽シンポジウムの開催 ●水のEXPOの開催(浄化槽をPR)

年	法律・政令・省令・通知・指針等	補助金・事業等(関係通知を含む)	その他(審議会、社会の動き等)
平16		<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽市町村整備推進事業に整備計画策定に係る調査費を国庫補助対象に追加 ●浄化槽市町村整備推進事業に市町村合併に伴う浄化槽整備の支援措置 ●浄化槽市町村整備推進事業と漁業集落排水事業との連携事業の創設 ●高度処理浄化槽の対象地域の拡大(上水道の取水口より上流に位置する区域でかつ水源地であるダム貯留湖の周辺地域を追加) ●浄化槽で初めてのPFI事業の実施(福岡県香春町) 	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽タウンミーティングの開催(継続中) ●日本・アラブ環境大臣セミナーの開催(環境保全技術の一つとして浄化槽が紹介される)
平17	<ul style="list-style-type: none"> ●浄化槽法改正(目的に公共用水域等の水質の保全等の観点から、し尿及び雑排水を適正に処理することを明記、放流水の水質基準を創設、維持管理等に対する都道府県による監督を強化) 	<ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進交付金の創設 ●汚水処理施設整備交付金の創設 ●浄化槽市町村整備推進事業の補助要件のうち、整備戸数の下限と汚水衛生処理率を緩和、また、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める地域について、汚水衛生処理率の要件を廃止するとともに整備戸数の要件緩和地域に追加 	